

令和5年8月会議
第2回綾瀬市農業委員会総会議事録

(閲覧用)

綾瀬市農業委員会

開催年月日 令和5年8月25日(金)

開催の場所 議会棟全員協議会室

出席委員

議席番号 1番 森山謙治	議席番号 8番 木村 寛
議席番号 2番 比留川 賢次	議席番号 10番 橋本久雄
議席番号 4番 比留川 義昭	議席番号 11番 大塚秀一
議席番号 5番 山田誠一	議席番号 12番 宇野政信
議席番号 6番 内田直彌	議席番号 13番 早川新市
議席番号 7番 早川晴子	議席番号 14番 古塩貞夫

欠席委員

議席番号 3番 笠間保一	議席番号 9番 金子美登里
--------------	---------------

出席推進委員

第1地区担当 山田英毅	第3地区担当 志澤輝彦
第2地区担当 峯山健吾	

欠席推進委員

傍聴人 0名

提出した議案

- 議案第33号 農地法第3条の規定による許可申請事案
- 議案第34号 農地法第5条の規定による許可申請事案
- 議案第35号 農用地利用集積計画決定事案
- 議案第36号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明事案
- 報告第7号 専決処分等について

議決事件及賛否の数 別紙記載のとおり

議事の要領 綾瀬市農業委員会会議規則による

採決の要領 綾瀬市農業委員会会議規則による

事務局職員出席者

事務局長	浦山 豊
次長	三枝 利行
総括副主幹	森山 由起子
主事	鈴木 孝治
主事	小林 優

15時00分 開会

○議長（古塩 貞夫君）（会長挨拶）

○議長（古塩 貞夫君） ただ今より第2回綾瀬市農業委員会総会を開会いたします。

本日、3番笠間委員、9番金子委員におかれましては都合により欠席との連絡をいただいております。本日の出席委員は、12名、推進委員は3名でございます。

定足数であります在任委員の過半数に達しておりますのでご報告いたします。

次に3、議事録署名委員の指名をいたします。

議事録署名委員につきましては、申し合わせによりまして私から指名をいたします。

本日は、1番 森山委員、2番 比留川賢次委員のご両名にお願い申し上げます。

次に4、会務の報告をいたします。事務局より報告願います。

○事務局（森山総括副主幹） それでは、皆様のお手元に配布してございます資料の確認をさせて頂きたいと思います。

事前に配布させていただきました総会資料、協議会資料のほか、本日皆様の机上に諸般の報告、農地転用に係る資料1、資料2、資料3、農政時報をお配りしておりますので御確認をお願いいたします。

諸般の状況報告及び今後の予定につきましては、前回の総会日以降を記載しておりますので、後ほどお目通しをいただきたいと存じます。

それでは、今後の予定について申し上げます。9月20日、市内一円におきまして、審議案件の現地調査を、第2班の委員が出席される予定でございます。同日、第3回農業委員会 総会議案打合せ、農業委員会事務局におきまして、会長、職務代理が出席される予定でございます。9月28日、午前9時30分より、第3回農業委員会総会が議会棟全員協議会室において開催され、委員16名が出席される予定でございます。

続きまして、会議の集計でございます。総会議案書の3ページをご覧ください。

審議前に、当日総会分を申し上げます。法第3条許可申請1件 548平方メートル、法第5条許可申請3件 1,649.39平方メートル、農用地利用集積計画決定4件 4,248平方メートル、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願事案1件 991平方メートル、法第3条届出1件 19,107平方メートル、法第4条届出2件 2,513平方メートル、法第5条届出7件 3,475平方メートル、農用地利用状況報告1件 4,098平方メートル、農地法適用除外処分1件 1,567.68平方メートルでございます。

なお、右側の欄に今年度の案件累計を記載しておりますので、後ほどお目通しをいただき

たいと存じます。以上でございます。

○議長(古塩 貞夫君)事務局の報告が終わりました。ただ今より 5 の議事日程に入ります。本日の議事日程につきましては、総会議案書のとおりです。慎重かつ厳正なるご審議をいただきますよう、よろしくお願ひいたします。また、会議の進行に当たりましても、特段のご協力を賜りますよう、併せてお願ひいたします。今回は初めての会議ですので、初めて審議に加わる委員さんにおかれましては、少々仰々しいと思われるところがあるかもしれませんけども、通常どおりの進め方で、進めたいと思っております。

それでは、日程第 1 号、議案第 33 号、農地法第 3 条の規定による許可申請事案、整理番号 2 番についてを議題といたします。事務局より説明願います。

○事務局(森山総括副主幹) 総会議案書 4 ページ、5 ページをご覧ください。

議案第 33 号、農地法第 3 条の規定による許可申請事案、整理番号 2 番でございます。

申請地は [REDACTED] 外 1 筆、地目 畑、地積合計 548 平方メートルでございます。申請理由は、農業経営の継承を図るためとのことでございます。

権利の種類は、所有権の移転でございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域・農用地外です。場所につきましては、5 ページの案内図をご参照願います。

譲受人は、年齢 [REDACTED] 歳で、綾瀬市で自作の畠 1,360 平方メートル、海老名市で自作の田 3,144 平方メートルを耕作し、農業経営を行っており、全ての農地が耕作されていることを、事務局で確認しております。

農業従事状況につきましては、耕運機、トラクターを保有しており、農業従事者は、本人及び妻、譲渡人の計 3 名で、従事日数は 250 日でございます。

農地法第 3 条第 2 項の不許可要件には該当しておりません。以上でございます。

○議長(古塩 貞夫君) 事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認している第 1 班の代表の委員より報告を願います。 1 番 森山委員

○1 番(森山 謙治君) 本件について、8 月 18 日、第 1 班私その他、比留川賢次委員、笠間委員、比留川義昭委員及び山田推進委員、並びに事務局 3 名の合計 8 名で、現地調査を行いました。なお、本日の審議案件につきましては、全て同日同メンバーで現地調査を行いましたので報告いたします。

今回の許可申請地は、現地はきれいに耕運された状態で、農地として適切に管理されております。申請理由も、農業経営の継承を図るためとのことであり、譲受人は既に 4,500 平米の農地を耕作していることから、今回の許可申請事案につきましては、第 1 班といたし

ましては、許可妥当と判断いたしました。皆様の御審議よろしくお願ひいたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。本件について、地域の担当委員として補足する事項について、本件の担当委員は笠間委員でございますが、本日は所要のため欠席されております。事前に書面にて補足する事項等の報告をいただいておりますので、事務局より代読いたします。

○事務局（小林主事代読） それでは、代読させていただきます。本件について、地元委員として発言いたします。8月21日、申請人宅を訪問し、耕作状況、農機具の保有状況、労働力状況について確認及び聞き取りを行って参りました。譲渡人と譲受人は親子の関係にあり、譲渡人である親が高齢になり、農業経営が困難になってきたことから、順次、息子である譲渡人に所有権を移転させていきたいとのことでした。譲渡人は、現在勤め人ですが、從来から土日や休日に農業に従事している兼業農家として農業を営んでおります。今回の許可申請事案につきまして、地元委員としては、譲受人の経営状況、労働力、農機具の保有状況、営農計画等を総合的に勘案し、許可妥当と思います。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。事務局に代読していただきました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。農地法第3条の規定による許可申請事案、整理番号2番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり許可されました。

○議長（古塩 貞夫君）次に、日程第2号、議案第34号、農地法第5条の規定による許可申請事案、整理番号11番についてを議題といたします。事務局より説明願います。

○事務局（森山総括副主幹） 総会議案書6ページ、7ページをご覧ください。

議案第34号、農地法第5条の規定による許可申請事案、整理番号11番でございます。

申請人である譲渡人及び譲受人は記載のとおりです。

申請地は [REDACTED] 外2筆、地目 田、現況 畑、地積合計 340 平方メートルでございます。転用目的は資材置場及び車両置場、転用理由は事業拡大に伴う資材置場確保のためとのことでございます。

権利の種類につきましては賃貸借権の設定、農地の区分につきましては第2種農地でございます。場所につきましては、7ページの案内図をご参照願います。

資料1の3ページ、6をご参照ください。内容につきましては、碎石舗装のうえ転圧するとのことでございます。5ページをご参照ください。土地利用計画につきましては、主に資材置場及び車両置場として利用するとのことでございます。

また、周辺への防除対策につきましては、土砂の流出を防止するため土留鋼板を設置し、雨水は自然浸透処理をすることとございます。6ページをご参照ください。工期につきましては、許可後40日間でございます。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認している第1班の代表の委員より報告願います。1番 森山委員

○1番（森山 謙治君）現地は、下草が生えておりますが、何回か耕耘すれば何とか農地として利用可能な状態です。今回の許可申請事案につきましては、土地の形状等から、耕作も難しいと思われることから、第1班といたしましては、転用はやむを得ないものとして、許可妥当と判断いたしました。皆様の御審議よろしくお願ひいたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この事案については、申請人に参考人として出席を求めております。ただ今より、参考人に議場に入っていただきます。

（参考人着席）

○議長（古塩 貞夫君）参考人に申し上げます。本日は、綾瀬市農業委員会 会議の席に、参考人としてご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

○議長（古塩 貞夫君）ただ今より、申請がありました。外2筆、地目 田、現況 畑、地積合計340平方メートルの農地転用に係る農地法第5条の規定による許可申請について、審議をいたすところです。

それでは、私から参考人に次の6点についてお尋ねいたします。

- 1 転用を行う理由と、この地を選定した理由について
- 2 土地利用計画及び施設概要について
- 3 転用計画と周辺への防除対策等について
- 4 工程及び工期ならびに工事期間中の安全対策について
- 5 隣接耕作者と周辺地域への説明状況について
- 6 施設の管理計画について

以上を自己紹介と併せて、ご説明をお願いいたします。

(参考人 答弁)

○参考人(■君) 今回 ■の代理人として来させていただきました ■

■と申します。よろしくお願ひいたします。

1、転用を行う理由と、この地を選定した理由について御説明させていただきます。

当社は、綾瀬市を中心とする、県央エリアにて主に土木事業、解体工事業、基礎工事業を行っておりまして、当該業務の新規受注件数や、受注規模の増加と拡大により、現在使用中の作業場では大変手狭な状況が続いており、材料搬入や受注、業務拡大に大きな支障を来ており、大至急、綾瀬市にて条件に合う資材置場用地を探しておりましたところ、利便性など希望要件に合う当申請地が見つかり、今回申請とさせていただきます。

この地を選定させていただく具体的な理由は、申請地のほかに、幾つか検討させていただきましたんですけども、前面道路の幅員であったりとか、面積、様々な条件面で合致するものがなく、ほかの物件も、探しておりますが、本候補地のみが該当しました。

■平米が最適面積で、資材置場として使用させていただきます。

主な業務活動エリアと位置関係や、接道道路環境、交通アクセスが良好であるとともに、置場とする利便性についても優れており、上記の理由からこの地を選定させていただきました。

2番目ですね、土地利用計画及び施設内容についてですけども、主に、工事に関する車両の置場、それに付随する単管、鉄板等の鉄筋等の置場としての利用と考えていただいております。

3、転用計画と周辺の防除対策等についてなんんですけども、隣地の方にですね、土砂の影響がないようにですね、土留鋼板によって、土留めの施行をすることになっております。近隣の御挨拶も済ませております。

4番の工程及び工期並びに工事期間中の安全対策ですが、準備工や、土工とか土留工、舗装工、完了の清掃等も含めてですね、約1ヶ月を予定しております。工事車両の搬入の際にですね、誘導員等を配置させていただいて、交通事故等などがないように近隣に配慮させていただいて工事をさせていただこうと思っております。

5、隣接耕作者と周辺地域への説明状況について、隣接者の説明は行っております。

6番の施設の管理計画についてなんんですけども、騒音であったりとか、臭気、ほこりだとかですね、その近隣には及ぼさないように十分配慮させていただいて、使用させていただく形になっております。以上になります。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。私からの質疑は、以上です。

次に、委員からの質疑にお答えください。それでは、この件について、参考人に、質疑がありましたらご発言をお願いいたします。参考人に対します質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）質疑がないようですので、参考人に対します質疑は、以上といたします。

それでは、参考人に申し上げます。本日は、大変お忙しいところ、綾瀬市農業委員会 会議の席に、ご出席いただきまして、ありがとうございました。

申請されましたこの案件につきましては、さらに慎重審議いたしまして、意見決定したいと考えております。以上をもってご退席いただきます。ありがとうございました。

（参考人退席）

○議長（古塩 貞夫君）参考人が退席いたしました。

○14番（古塩 貞夫君）本件につきまして、地域の担当には私でございますので、少々發言させてもらいます。この地はですね以前もともと資材置場として、使っておりまして、結局は許可なしで使ってたんだと思うんですけど、その後ですね本件に至るまでに、農地に戻さなきや駄目だということで周りを鉄板等で囲っていたんですけども、全て撤去いたしまして、置いていた資材を全部撤去いたしまして一応は、農地らしい形状に直しました。

それでこの付近はですね、もう余り畑という使い勝手が悪いようなところですね。

1班の方からお話ありましたように、一応農地に復元したということで、転用やむなしと私も考えております。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。農地法第5条の規定による許可申請事案、整理番号 11番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり許可相当とし、常設審議委員会へ報告することといたします。

次に、同じく農地法第5条の規定による許可申請事案、整理番号 12番についてを議題いたします。事務局より説明を願います。

○事務局（森山総括副主幹） 総会議案書 8 ページ、9 ページをご覧ください。

農地法第 5 条の規定による許可申請事案、整理番号 12 番でございます。申請人である譲渡人及び譲受人は記載のとおりです。申請地は [REDACTED]、地目 畑、地積 1,153 平方メートルのうち、1,086.85 平方メートルでございます。転用目的は駐車場、転用理由は、雇用拡大に伴う駐車場確保のため、とのことでございます。

権利の種類につきましては賃貸借権の設定、農地の区分につきましては第 2 種農地でございます。場所につきましては、9 ページの案内図をご参照願います。

資料 2 の 2 ページ、6 をご参照ください。

内容でございますが、透水性のアスファルト舗装を行うとのことでございます。

4 ページをご参照ください。

土地利用計画につきましては、主に駐車場として利用するとのことでございます。

また、周辺への防除対策につきましては、土砂の流出を防止するため、雨水は、敷地内において地下浸透処理を行い、隣地との境界に、2 段積みのコンクリートブロック及びメッシュフェンスを設けるとのことでございます。

5 ページをご参照ください。工期につきましては、許可後 30 日間でございます。

以上でございます。

○議長（古塙 貞夫君） 事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認しているだいている第 1 班の代表の委員より報告願います。1 番 森山委員

○1 番（森山 謙治君） 申請地は、一部にナス、キュウリ、スイカ、ミニトマトが栽培されており、そのほかは下草が生えております。

今回の申請地の西側隣接市は、令和 4 年 2 月に、今回と同様に、5 条の許可申請が出され、既に駐車場と整備されております。今回の転用理由は、雇用拡大に伴う駐車場の確保ということであり、周辺地に対する対策もとられていることから、第 1 班といたしましては、転用はやむを得ないものとして、許可妥当と判断いたしました。皆様の御審議よろしくお願ひいたします。

○議長（古塙 貞夫君） ありがとうございました。この事案については、申請人に参考人として出席を求めております。ただ今より、参考人に議場に入っていただきます。

（参考人着席）

○議長（古塙 貞夫君） 参考人に申し上げます。本日は、綾瀬市農業委員会 会議の席に、参考人としてご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

ただ今より、申請のありました、[REDACTED]、地目 畑、地積 1,153 平方メートルのうち、1,086.85 平方メートルの、農地転用に係る農地法第 5 条の規定による許可申請について、審議をいたすところです。

それでは、私から参考人に次の 6 点についてお尋ねいたします。

- 1 転用を行う理由と、この地を選定した理由について
- 2 土地利用計画及び施設概要について
- 3 転用計画と周辺への防除対策等について
- 4 工程及び工期ならびに工事期間中の安全対策について
- 5 隣接耕作者と周辺地域への説明状況について
- 6 施設の管理計画について

以上を自己紹介と併せて、ご説明をお願いいたします。

(参考人 答弁)

○参考人 ([REDACTED]君) このたび申請を代理させていただきます [REDACTED] と申します。よろしくお願ひします。

それでは今の御質問がありました。1 番からお答えさせていただきたいと思います。

転用を行う理由とこの地を選定した理由についてですけれども、今回農地を転用して駐車場をするという会社が [REDACTED] といいまして、この今回計画地の隣接してあるところに工場を持っております。接しているところに、従業員の駐車場を設けたいということで、近いということ、それとこの地区選定した理由は、今お話ししたとおりですね、とにかく隣にあるということで、利便性が高いということです。

2 番目の土地利用計画及び施設の概要についてですけれども、土地利用は先ほど申しましたとおり、工場従業員のための駐車場としております。施設の概要としましては、今一時ですが、現在も駐車場を作成しているんですけども、そこと同じく、アスファルト敷きに行って、周囲をブロックで囲んで作りたいと思っております。

3 番の転用計画と周辺の防除対策についてというのも、今と同じような形で、外周はブロックでフェンスを 1 メートル位積むんですけども、雨水等は、敷地内で浸透して、特に、周りに迷惑を及ぼすようなことはないようにいたします。

4 番目、工程及び工期並びに工事期間中の安全対策についてになりますけれども、工程につきましては、許可後から 1 か月程度で工事を行う予定をしております。安全対策につきましては、通常通りですね。敷地は道路に接しているわけではないんですけども、多少、

大型等が出入りいたしますので、通常通り交通安全指導、交通安全のですね警備員を頼んで、その辺の対策もしっかりとるようにいたします。

5番目、隣接耕作者と周囲地域への状況説明についてですけども、今回隣接耕作地はですね、土地を借りる [REDACTED] さんがお持ちの農地になっておりますので、その辺の旨も、十分説明しております。

6番目ですね、施設の管理計画についてですけども、隣接する工場の [REDACTED] が、引き続き、1期目の駐車場と同じく、2期目も隣接して管理してまいりますので、周辺等には迷惑をかけないようにいたします。夜間や休日にはですね、今も行っているんですけども、出入口には、チェーンとかですね、かぎをかけて管理しておりますので、その辺の計画も安全とさせていただいております。以上になります。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。私からの質疑は、以上です。

次に、委員からの質疑にお答えください。それでは、この件について、参考人に、質疑がありましたらご発言をお願いいたします。8番 木村委員

○8番（木村 寛君）当初、52台だったんですよね、今度、新たに42台になった申請ですけど、この会社は何人の従業員が居られるの。

○参考人（[REDACTED] 君）100人以上です。

○8番（木村 寛君）皆さん車で。

○参考人（[REDACTED] 君）今まで大和の桜森というところに、事業所があつたんですけども、このたび吉岡のほうに本社を移転しまして、新しい会社なんです。元々あったんですけども規模を大きくして存在しております、もともと大和の従業員が多いんですけども、ちょっと足らないよねっていうところで、[REDACTED] 様のほうに相談したら、協力していただけるということで申請させていただきました。

○議長（古塩 貞夫君）他に、参考人に対します質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）質疑がないようですので、参考人に対します質疑は、以上といたします。

それでは、参考人に申し上げます。本日は、大変お忙しいところ、綾瀬市農業委員会 会議の席に、ご出席いただきまして、ありがとうございました。

申請されましたこの案件につきましては、さらに慎重審議いたしまして、意見決定したいと考えております。以上をもってご退席いただきます。ありがとうございました。

(参考人退席)

○議長（古塩 貞夫君）参考人が退席いたしました。

本件についての、地域の担当委員は私でございますので発言させていただきます。

○14番（古塩 貞夫君）この地は [REDACTED] という会社が、移転してきて二、三年だと思うんですけど、この付近の農地を転用いたしまして会社を設立、工場を稼働しております。それで、駐車場等もですね、[REDACTED] さんからその畑を購入いたしまして、今一部作つてあったんですけど、足りないということで、[REDACTED] さんも現在あまり、農業には力を入れられないということで、手放すということです。現在使ってる駐車場の隣接地ですので、それを拡張するという形ですね、畑を転用するということになっております。周りはですね、余り環境的には農地としてはよくないところですので、駐車場ぐらいが使い勝手が良いかなと思う感じです。この近隣全部転用されましてですね、畑がほとんどなくなってきたような環境にもありますので、この辺もですね、転用やむなしと私も思います。以上でございます

○議長（古塩 貞夫君）この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。

意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。農地法第5条の規定による許可申請事案、整理番号12番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり許可相当とし、常設審議委員会へ報告することといたします。

次に、同じく農地法第5条の規定による許可申請事案、整理番号13番についてを議題といたします。事務局より説明を願います。

○事務局（森山総括副主幹）総会議案書10ページ、11ページをご覧ください。

農地法第5条の規定による許可申請事案、整理番号13番でございます。申請人である譲渡人及び譲受人は記載のとおりです。

申請地は [REDACTED]、地目 畑、地積 1,181 平方メートルの内、222.54 平方メートルでございます。転用目的は分家住宅、転用理由は、分家住宅建設ためとのことでございます。権利の種類につきましては使用貸借権の設定、農地の区分につきましては第2種農地でございます。場所につきましては、11ページをご参照願います。

土地利用計画につきましては、別冊で配布してございます資料3に申請図面等でお示ししてございますのでそちらをご覧いただきたいと存じます。

この転用に伴います工事の概要は、分家住宅の新築でございます。境界につきましては、敷地内の境界沿いにフェンスを設置し、土砂と雨水の流出を防止します。雨水につきましては敷地内浸透処理とのことでございます。工期は許可日から120日間でございます。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認しているだいでいる第1班の代表の委員より報告を願います。1番 森山委員

○1番（森山 謙治君）今回の申請地の一部には、ひまわりが植えられており、残りは耕耘されており、農地として適正に管理されております。

今回の申請理由は、分家住宅の建設ということであり、第1班といたしまして転用はやむを得ないものとして、許可妥当と判断いたしました。

皆様の御審議よろしくお願ひいたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この事案については、申請人に参考人として出席を求めております。ただ今より、参考人に議場に入ります。

（参考人着席）

○議長（古塩 貞夫君）参考人に申し上げます。本日は、綾瀬市農業委員会 会議の席に、参考人としてご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

ただ今より、申請がありました、[REDACTED]、地積1,181平方メートルの内、222.54平方メートルの農地転用に係る農地法第5条の規定による許可申請について、審議をいたすところです。

それでは、私から参考人に次の6点についてお尋ねいたします。

- 1 転用を行う理由と、この地を選定した理由について
- 2 土地利用計画及び施設概要について
- 3 転用計画と周辺への防除対策等について
- 4 工程及び工期ならびに工事期間中の安全対策について
- 5 隣接耕作者と周辺地域への説明状況について
- 6 施設の管理計画について

以上を自己紹介と併せて、ご説明をお願いいたします。

（参考人 答弁）

○参考人（君）[REDACTED]の
[REDACTED]と申します。よろしくお願ひいたします。

1番、転用を行う理由と、この地を選定した理由について、現在耕作作業を日々行っておりまして、作業地の近隣に居を構えることが効率的であること。あと、お母様が難聴でありますと近隣でのサポートが必要であることからこの地を選定しております。

土地利用計画及び施設概要について、場所はですね、[REDACTED] 1,181 平米のうち 222.54 平米、木造平屋建ての専用住宅、延べ床面積が 112.6 平米です。

転用計画と周辺の道路対策等については、敷地の境界沿いにですね、フェンスを計画しております。雨水の排水に関しては、宅内の浸透枡にて全部浸透させる予定です。

工程及び工期並びに工事期間中の安全対策について、工事のほうは 12 月の上旬から年明けの 3 月末までの工事期間を予定しております。申請地の境界は仮囲いを設置させていただきまして、大型重機、クレーン等の使用がある場合はガードマンにおいて、安全対策を行います。

隣接の耕作者周辺地域への説明の状況については、来月、9 月中旬ですね、近隣説明を行います。また計画地の道路側、皆さんができるだけ見える地に工事の計画看板により周知いたします。施設管理の管理計画について、住宅本体については、メーカー規定の知見を行うことを受けます。長期優良住宅を取得する予定ですので、施工者自らの点検を行います。また、浄化槽等については、法律で定められている点検をしっかりと行う予定です。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。私からの質疑は、以上です。

次に、委員からの質疑にお答えください。それでは、この件について、参考人に、質疑がありましたらご発言をお願いいたします。参考人に対します質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）質疑がないようですので、参考人に対します質疑は、以上といたします。それでは、参考人に申し上げます。

本日は、大変お忙しいところ、綾瀬市農業委員会 会議の席に、ご出席いただきまして、ありがとうございました。

申請されましたこの案件につきましては、さらに慎重審議いたしまして、意見決定したいと考えております。以上をもってご退席いただきます。ありがとうございました。

（参考人退席）

○議長（古塩 貞夫君）参考人が退席いたしました。本件について、地域の担当委員として

補足する事項等がありましたらご発言願います。5番 山田委員

○5番(山田 誠一君) 本件につきまして地域の担当委員として発言させていただきます。

8月10日に現地を確認いたしました。申請地は、以前は農地として耕作していたようですが、今は、何も栽培されておらず下草が少し生えている状態でした。

申請地は、第2種農地に該当し、原則転用は可能な農地ということから、担当委員といしましては、転用、やむを得ないんではないかと判断しました。委員の皆さんのお審議をよろしくお願ひします。

○議長(古塩 貞夫君) ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(古塩 貞夫君) 意見なしと認めます。これより採決いたします。農地法第5条の規定による許可申請事案、整理番号13番について、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

○議長(古塩 貞夫君) ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり許可相当とし、常設審議委員会へ報告することといたします。

○議長(古塩 貞夫君) 次に、日程第3号、議案第35号、農用地利用集積計画決定事案、整理番号57番についてを議題といたします。

事務局より説明を願います。

○事務局(森山総括副主幹) 総会議案書12ページ、13ページをご覧ください。

日程第3号、議案第35号、農用地利用集積計画決定事案、整理番号57番でございます。

申出人は記載のとおりでございます。

賃借人又は借人の耕作面積は3,281平方メートル、申請地は[REDACTED]、

地目畠、地積670平方メートルでございます。

利用権の種類は、賃貸借権、利用権の設定期間は、令和5年9月1日から令和8年8月31日までの3年間です。利用目的は露地野菜、設定初年は、令和5年、新規の権利設定でございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地外でございます。場所につきましては、13ページの案内図をご参照願います。

賃貸人は農業経営を行っておらず、貸し付けを行いたいとのことでございます。

一方の賃借人の状況でございますが、年齢は78歳、耕作面積3,281平方メートルは、利用集積による畠で、管理する農地に遊休農地はございません。農業従事状況につきまし

では、耕運機を保有しており、農業従事者は、本人1名、従事日数は300日です。以上により、農業経営基盤強化促進法附則第5条第2項に規定する要件を満たしております。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認している第1班の代表の委員より報告願います。1番 森山委員

○1番（森山 謙治君）現地の状況ですが、北側にはですね、下草が生えておりその一角には、柿や枇杷が植えられております。南側はきれいに耕運をされております。貸借人は、他の地区で、利用集積による耕作の実績もあることから、第1班といたしましては、利用集積の決定に問題ないと判断いたしました。皆様の御審議よろしくお願ひいたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について事前に現地を確認している農地利用最適化推進委員の意見について、発言願います。 第1地区 山田推進委員

○第1地区（山田 英毅君）本日審議がされます、農用地利用集積計画決定事案について、8月18日、第1班に同行させていただき、現地調査を行ったことを御報告させていただきます。現地の状況は、先ほど第1班の代表委員が述べられたとおり、耕運状態で農地として適正に管理されていました。借人は現在約30アール以上を耕作しており、効率的に農業を行うため、現在利用地の隣を利用集積したいと考えておられます。以上のことを考えまして、利用集積の決定は妥当であると考えます。皆様の御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。農用地利用集積計画決定事案、整理番号57番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり可決されました。

○議長（古塩 貞夫君）次に、同じく、農用地利用集積計画決定事案、整理番号58番を議題といたします。事務局より説明を願います。

○事務局（森山総括副主幹）総会議案書14ページ、15ページをご覧ください。

農用地利用集積計画決定事案、整理番号 58 番でございます。

申出人は記載のとおりでございます。借人の耕作面積は 22,303.27 平方メートル、申請地は [REDACTED] 、地目畠、地積 1,596 平方メートルでございます。

利用権の種類は、使用貸借権、利用権の設定期間は、令和 5 年 9 月 1 日から令和 8 年 8 月 31 日までの 3 年間です。利用目的は露地野菜、設定初年は、令和 5 年、新規の権利設定でございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地でございます。場所につきましては、15 ページの案内図をご参照願います。

貸人は、240 日農業従事しておりますが、管理が困難なことから、貸し付けを行いたいとのことでございます。

一方の借人の状況でございますが、年齢は [REDACTED] 歳、耕作面積は 22,303.27 平方メートル、自作の畠 813 平方メートル、利用集積による畠 21,490.27 平方メートルで、管理する農地に遊休農地はございません。農業従事状況につきましては、耕運機、トラクター、防除機を保有しており、農業従事者は、本人 1 名、従事日数は 300 日です。以上により、農業経営基盤強化促進法附則第 5 条第 2 項に規定する要件を満たしております。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認している第 1 班の代表の委員より報告を願います。1 番 森山委員

○1 番（森山 謙治君）現地はきれいに耕運された状態となっております。

使用借人は、私も所属しております、綾瀬市園芸協会の一員であり、意欲的に農業経営に取り組んでおります。今回の申請地も農地として適正に管理されていると認められましたので、第 1 班といたしましては、利用集積の決定に問題はないと判断いたしました。

皆様の御審議よろしくお願ひいたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について事前に現地を確認している第 1 班の代表の委員の意見について、発言願います。第 1 地区 山田推進委員

○第 1 地区（山田 英毅君）現地の状況は、第 1 班の代表委員が述べられたとおり、耕運状態で農地として適正に管理されていました。借人は [REDACTED] に加入し、熱心に農業に取り組んでおります。トウモロコシ部会、ブロックリ一部会、レタス部会等に加入しており、トウモロコシ部会では [REDACTED] をされています。こうしたことから考えまして、利用集積の決定は妥当であると考えます。皆様の御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたら

ご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。

農用地利用集積計画決定事案、整理番号 58 番について、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり可決されました。

○議長（古塩 貞夫君）次に、同じく、農用地利用集積計画決定事案、整理番号 59 番を議題といたします。事務局より説明を願います。

○事務局（森山総括副主幹）総会議案書 16 ページ、17 ページをご覧ください。

農用地利用集積計画決定事案、整理番号 59 番でございます。申出人は記載のとおりでございます。借人の耕作面積は 16,600.75 平方メートル、申請地は [REDACTED]、地目畠、地積 991 平方メートルでございます。

利用権の種類は、使用貸借権、利用権の設定期間は、令和 5 年 9 月 1 日から令和 8 年 8 月 31 日までの 3 年間です。利用目的は露地野菜、設定初年は、令和 5 年、新規の権利設定でございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地でございます。

場所につきましては、17 ページの案内図をご参照願います。

貸人は、300 日農業従事しておりますが、管理が困難なことから、貸し付けを行いたいとのことでございます。

一方の借人の状況でございますが、年齢は [REDACTED] 歳、耕作面積は 16,600.75 平方メートル、自作の樹園 5,432.75 平方メートル、利用集積による畠 9,162 平方メートル、樹園 2,006 平方メートルで、管理する農地に遊休農地はございません。農業従事状況につきましては、耕耘機、トラクター等を保有しており、農業従事者は、本人、妻、子の 3 名で、従事日数は 350 日です。

以上により、農業経営基盤 強化促進法 附則第 5 条第 2 項に規定する要件を満たしております。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認しているだいている第 1 班の代表の委員より報告を願います。 1 番 森山委員

○1 番（森山 謙治君）今回の申請地は、使用借人が既に利用集積で使用している畠の南

側隣接地で、現地は耕運状態となっております。第1班といたしましては、利用集積の決定に問題ないと判断いたしました。皆様の御審議よろしくお願ひいたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について事前に現地を確認している農地利用最適化推進委員の意見について、発言願います。 第1地区 山田推進委員

○第1地区（山田 英毅君）現地の状況は、第1班代表委員が述べられたとおり、耕運状態で農地として適正に管理されていました。借人は現在1,660アール以上耕作しており、さらに経営規模の拡大を目指しております。本業はブルーベリーを観光農園として運営していますが、露地野菜にも熱心に取組、多種多品目を栽培し直売店舗へ出荷しています。以上のことを考えまして、利用集積の決定は妥当であると考えます。

皆様の御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。

農用地利用集積計画決定事案、整理番号59番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり可決されました。

○議長（古塩 貞夫君）次に、同じく、農用地利用集積計画決定事案、整理番号60番を議題といたします。事務局より説明を願います。

○事務局（森山総括副主幹）総会議案書18ページ、19ページをご覧ください。

農用地利用集積計画決定事案、整理番号60番でございます。申出人は記載のとおりでございます。

賃借人又は借人の耕作面積は14,224.82平方メートル、申請地は[REDACTED]、

地目畠、地積991平方メートルでございます。利用権の種類は、賃貸借権、利用権の設定期間は、令和5年10月1日から令和8年9月30日までの3年間です。利用目的は露地野菜、設定初年は、令和5年、新規の権利設定でございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地でございます。場所につきましては、19ページの案内図をご参照願います。

貸人は、65日農業従事しておりますが、管理が困難なことから、貸し付けを行いたいとのことでございます。

一方の借人の状況でございますが、年齢は ■歳、耕作面積は14,224.82平方メートル、自作の畑3,830.82平方メートル、利用集積による畑10,394平方メートルで、管理する農地に遊休農地はございません。農業従事状況につきましては、耕運機、トラクター、防除機を保有しており、農業従事者は、本人、妻、母の3名で、従事日数は300日です。

以上により、農業経営基盤強化促進法附則第5条第2項に規定する要件を満たしております。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認している第1班の代表の委員より報告を願います。 1番 森山委員

○1番（森山 謙治君）今回の申請地は、きれいな耕運状態となっております。

賃借人は既に、今回の申請地周辺で利用集積により、耕作を行っている実績もあることから、第1班といたしましては、利用集積の決定に問題ないと判断いたしました。

皆様の御審議よろしくお願ひいたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について事前に現地を確認している農地利用最適化推進委員の意見について、発言を願います。第1地区 山田推進委員

○第1地区（山田 英毅君）現地の状況は、耕運状態で、農地として適正に管理されました。借人は、現在14,000平米以上を耕作しており、自宅周辺でさらに経営規模の拡大を目指しております。露地野菜で多種多品目を栽培し、直売店舗へ出荷しています。

以上のことを考えまして、利用集積の決定は妥当であると考えます。皆様の御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。

農用地利用集積計画決定事案、整理番号60番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり可決されました。

○議長（古塩 貞夫君）次に、日程第4号、議案第36号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願事案」、整理番号2番についてを議題といたします。

事務局より説明を願います。

○事務局（森山総括副主幹）総会議案書20ページ、21ページをご覧ください。

日程第4号、議案第36号、「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願事案」、整理番号2番でございます。申出人である、農業の主たる従事者及び申出者は記載のとおりでございます。買取り申出生産緑地は、[REDACTED]、地目は畠、地積991平方メートルでございます。内容といたしましては、「生産緑地の買取り申出を行うに当たり必要となる、生産緑地法第10条の規定に基づく農業の主たる従事者である旨の証明」でございます。買取り申出事由といたしましては、「農業の主たる従事者の死亡」、買取り申出事由が生じた年月日は、令和5年1月21日でございます。

「当該生産緑地は主たる従事者が生前、年間200日ほど耕作をされていた」との申し出でございます。場所につきましては21ページの案内図をご参照願います。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認している第1班の代表の委員より報告願います。1番 森山委員

○1番（森山 謙治君）現地の状況は、一部にビニールマルチが残っているものの、全体的にきれいに除草されており、農地として適正に管理されていると認められますので、第1班といたしましては、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願の発行に問題ないと判断いたしました。皆様の御審議よろしくお願ひいたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。本件について、地域の担当委員として補足する事項等がありましたらご発言願います。4番 比留川 義昭委員

○4番（比留川 義昭君）本件につきまして、地域の担当委員として発言させていただきます。8月18日に現地を確認しました。整理番号2番。現地は除草剤が撒かれ、下草もなく農地として適正に管理されていました。生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願の発行に問題ないと判断しました。皆様の御審議よろしくお願ひいたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言願います。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願事案、整理番号2番について、賛成の委員の挙手を求

めます。

(賛成委員挙手)

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は願い出のとおり、証明することに決定されました。

次に、日程第5号、報告第7号、専決処分等についてを議題といたします。

事務局長より報告を願います。

○事務局長（浦山事務局長）それでは、議案書の22ページをご覧ください。日程第5号「報告第7号 専決処分等について」でございます。本件につきまして、農地法第4条第1項第7号の規定による届出が2件及び、同法第5条第1項第6号の規定による届出が7件ございました。綾瀬市農業委員会事務局の設置、組織等に関する規程第8条第1項第1号により、事務局長において専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりご報告いたします。

始めに、農地法第4条第1項第8号の規定による届出、整理番号6番、7番の2件でございます。転用の内容は、整理番号6番は介護施設敷地で、地積合計1,762平方メートルでございます。整理番号7番は住宅敷地で、地積751平方メートルでございます。専決処分に付した日付けは、記載のとおりでございます。

続きまして、23ページ、24ページの農地法第5条第1項第6号の規定による届出、整理番号15番から21番の7件でございます。転用の内容は、整理番号15番は駐車場で、地積141平方メートルでございます。整理番号16番、17番、19番、20番につきましては住宅敷地で、地積合計3,018平方メートルでございます。整理番号18番は通路で、地積69平方メートルでございます。整理番号21番は資材置場で、地積247平方メートルでございます。専決処分に付した日付けは、記載のとおりでございます。

次に、議案書の25ページ、26ページをご覧ください。

2の「農地法第3条の3第1項の規定による届出」でございます。整理番号8番でございます。この届出は、相続により農地の権利を取得した場合、「その農地のある農業委員会にその旨を届け出なければならない。」と農地法に規定されており、届出があつたものでございます。届出人・届出地等は、それぞれ記載のとおりでございます。

次に、議案書の27ページをご覧ください。

3の「農用地利用状況報告」でございます。この報告は、「綾瀬市新規就農等にかかる基準」

の規定に基づき、農地利用集積計画により利用権の設定を受けた新規就農者が、就農後3年間その農地の利用状況を1年ごとに農業委員会へ提出されるものでございます。このたび、1者の新規就農者から提出されております。

次に、総会議案書28ページをご覧ください。

4の「農地法適用除外処分」でございます。本件につきましては、神奈川県厚木土木事務所東部センター所長から協議がありましたのでご報告いたします。本件につきましては、農地を農地以外に使用する際は、農地法の規定により、農地転用の許可が不要となるもので、その協議があったものございます。これは神奈川県が行います一級河川目久尻川河川改修工事に伴い、施工ヤード、資材置場及び仮設事務所として、所有者の同意を得て令和6年4月30日までの間、一時的に転用するものでございます。賃貸人及び届出地等は、それぞれ記載のとおりでございます。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局長の報告が終わりました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これをもちまして、報告第7号、専決処分等についてを終わります。

以上をもちまして、本日の議事日程のすべてを終了しました。

これをもちまして、第2回綾瀬市農業委員会総会を閉会といたします。ご苦労様でした。

16時13分 閉会

綾瀬市農業委員會議長

古屋 久夫



綾瀬市農業委員會委員

森山 謙治



綾瀬市農業委員會委員

比留川 賢次



